平成２５年（フ）第１０５６０号
東京都世田谷区等々力１丁目32番８号
破産者　株式会社スピードワークスジャパン
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１５号
東京都中野区本町６丁目４―１―122
破産者　光股　　亨
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５４０号
埼玉県飯能市仲町27―20　第５交栄ビル303
破産者　尾崎えりか
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９７３号
埼玉県さいたま市大宮区仲町３丁目90番地２―403
破産者　株式会社やれば出来る
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２９１号
神奈川県厚木市飯山3091番地４　宮ノ上ハイツＡ棟102号
破産者　旭工建株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６１８号
東京都大田区蒲田本町２丁目９―20　桂第三
破産者　松嶋　義雄
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８３０号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘37―１　藤和ライブタウン青葉台502号
破産者　信藤　克義
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８３１号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘37―１　藤和ライブタウン青葉台502号
破産者　信藤　京子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８３５号
東京都台東区雷門２―19―17　浅草雷一ビル317号室
破産者　株式会社リニューアルコーシン
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８３６号
東京都調布市深大寺東町１丁目21―５
破産者　中山喜久輝
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１２０号
東京都板橋区徳丸３丁目６―13―303
破産者　高橋　伸子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１９９号
東京都府中市北山町２丁目１―23
破産者　齊藤　　泰
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２２４号
東京都板橋区三園１丁目44―33　ハイムみずしたＡ館102
破産者　高橋　勝美
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２４３号
神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目26―15―106、開始決定時の住所神奈川県川崎市麻生区高石５丁目９―14―304
破産者　齊藤　智治
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５２４号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢町984　サンハイツ羽沢４棟203
破産者　茅野麻衣子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４５号
東京都世田谷区代沢２丁目６―11―207、開始決定時の住所東京都小平市花小金井８丁目13―16
破産者　成田　義明
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８６９号
埼玉県越谷市七左町７丁目246―１、開始決定時の住所東京都練馬区東大泉６丁目41―５―303
破産者　大屋　美樹（旧姓秋葉）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９１７号
東京都渋谷区笹塚１丁目28番１号
破産者　有限会社山彦の会
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９１８号
埼玉県戸田市大字新曽1057―203、開始決定時の住所東京都渋谷区笹塚１丁目28―１
破産者　片山　義夫
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６９号
千葉県銚子市小畑新町8085―３
破産者　石毛　幸司
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０７０号
千葉県銚子市小畑新町8085―３
破産者　石毛　幸代
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部